

「Instagramを活用した中学校給食プロモーション業務委託契約」契約結果

Instagramを活用した中学校給食プロモーション業務委託について、公募型プロポーザル方式で、受託候補者を特定し、次のとおり契約しました。

- 1 件名 Instagramを活用した中学校給食プロモーション業務委託
- 2 委託内容 中学校給食におけるInstagramを活用したプロモーションの実施
- 3 契約予定者 株式会社TAM
- 4 契約日 令和4年7月中
- 5 評価結果

提案者	評価点数	順位
株式会社TAM	433	1
株式会社WOWOWコミュニケーションズ	411	2
株式会社アサイト	371	3
株式会社旭広告社	370	4
ルーデンス株式会社	333	5
株式会社ULPLUS	321	6

6 評価基準・評価委員会開催経過等

委員会開催日及び開催場所	令和4年7月6日(水) 13時～17時15分 市庁舎18階 共用会議室さくら13
評価委員の出席状況	評価委員5人出席(定足数4/5)
議事内容	評価基準等の確認、提案書の評価、受託候補者の特定
評価基準	別紙のとおり

**「Instagram を活用した中学校給食プロモーション業務委託」
に関するプロポーザルに係る提案書評価基準**

評価項目		評価の着眼点	配点
業務 実施 体制	事業主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ Instagram を活用したプロモーション活動において、十分な専門性を要しているか ・ 過去に類似の業務実績があり、本業務でもノウハウなどを活かすことができるか 	5 点
	業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市との十分な連絡調整ができる仕組みや体制等が提案され、円滑な業務の実施が期待できるか ・ 当該委託業務を行う上で、十分な人員体制が確保できているか 	10 点
	ワーク・ライフ・バランスに関する取組等	<p>ワーク・ライフ・バランスに関する取組（※1）、障がい者雇用に関する取組（※2）がされているか。</p> <p>※1 ワーク・ライフ・バランスに関する取組とは、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用推進法に基づく行動計画の策定や認定の取得等があります。</p> <p>※2 障がい者雇用に関する取組とは、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の達成のことを指しています。</p>	5 点
提案 内容	現状分析	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜市が実施する中学校給食（デリバリー型）について、横浜市の現状や中学校給食の魅力、ターゲットを正しく理解しているか ・ 中学校給食（デリバリー型）における本業務の役割について理解しているか ・ 提案内容は実現可能であり、十分な効果が見込めるか 	10 点
	世界観の表現	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市が考える世界観を表現できるアカウントのデザインになっているか 	15 点
		<ul style="list-style-type: none"> ・ ストーリーズの特徴を活かした提案となっているか 	10 点
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常投稿のコンテンツは、テーマに沿った内容か ・ 本市から提供した投稿コンテンツには、一定の工夫がなされているか ・ 魅力的でターゲットに訴求するコンテンツの配信が期待できるか 	15 点
	効果的な広告の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ Instagram 広告の特徴について十分に理解し、ターゲットに沿った提案となっているか ・ 目標値の設定は妥当であり、実現が可能か ・ 高い効果が見込める提案となっているか 	15 点
危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理方針を定め、日ごろから対策が講じられているか ・ トラブル等が発生した際に、速やかに適切な対応がとられているか 	15 点	
合計			100 点

1 評価はA～Eの5段階評価とする。

A 特に優れている

B 優れている

C 普通

D やや不十分である

E 不十分である

2 評価点について、次のように配点を行う。

配点にA = 5/5、B = 4/5、C = 3/5、D = 2/5、E = 1/5を乗じて算出する。

3 各審査委員の評価点の合計が、満点の6割以上である企画提案を行った者のうち、最高評価点を獲得した提案者1者を受託候補者とする。

なお、提案者が1者の場合は、評価委員会における評価の結果、各審査委員の評価点数の合計が満点の6割以上に達していれば、当該提案者を受託候補者とする。

4 評価点について最上位の者が2者以上同点となった場合は、評価委員会にて採択を行い、最上位を決定する。